

議第40号 焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
 （第1条の規定による改正 焼津市手数料条例の一部を改正する条例）

旧		新																																																													
焼津市手数料条例 平成12年3月29日条例第13号 第1条 ～ 略 第8条 附則 略 別表（第3条関係） (1) ～ 略 (12) (13) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の工事完了の通知 1件につき き次の表に掲げる額		焼津市手数料条例 平成12年3月29日条例第13号 第1条 ～ 略 第8条 附則 略 別表（第3条関係） (1) ～ 略 (12) (13) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の工事完了の通知 1件につき き次の表に掲げる額																																																													
<table><tr><th colspan="2">床面積の合計</th><th>金額</th></tr><tr><td>30平方メートル以下のも</td><td></td><td>15,000円</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</td><td></td><td>18,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td><td></td><td>24,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</td><td></td><td>33,000円</td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</td><td></td><td>55,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</td><td></td><td>74,000円</td></tr><tr><td>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの</td><td></td><td>171,000円</td></tr><tr><td>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの</td><td></td><td>244,000円</td></tr><tr><td>5万平方メートルを超えるもの</td><td></td><td>449,000円</td></tr></table>		床面積の合計		金額	30平方メートル以下のも		15,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの		18,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの		24,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		33,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		55,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		74,000円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの		171,000円	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの		244,000円	5万平方メートルを超えるもの		449,000円	<table><tr><th colspan="2">床面積の合計</th><th>金額</th></tr><tr><td>30平方メートル以下のも</td><td></td><td>15,000円</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</td><td></td><td>18,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td><td></td><td>24,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</td><td></td><td>33,000円</td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</td><td></td><td>55,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</td><td></td><td>74,000円</td></tr><tr><td>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの</td><td></td><td>171,000円</td></tr><tr><td>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの</td><td></td><td>244,000円</td></tr><tr><td>5万平方メートルを超えるもの</td><td></td><td>449,000円</td></tr></table>		床面積の合計		金額	30平方メートル以下のも		15,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの		18,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの		24,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		33,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		55,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		74,000円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの		171,000円	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの		244,000円	5万平方メートルを超えるもの		449,000円
床面積の合計		金額																																																													
30平方メートル以下のも		15,000円																																																													
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの		18,000円																																																													
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの		24,000円																																																													
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		33,000円																																																													
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		55,000円																																																													
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		74,000円																																																													
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの		171,000円																																																													
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの		244,000円																																																													
5万平方メートルを超えるもの		449,000円																																																													
床面積の合計		金額																																																													
30平方メートル以下のも		15,000円																																																													
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの		18,000円																																																													
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの		24,000円																																																													
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		33,000円																																																													
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		55,000円																																																													
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの		74,000円																																																													
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの		171,000円																																																													
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの		244,000円																																																													
5万平方メートルを超えるもの		449,000円																																																													

備考

ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に次号の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 当該建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第3項の通知書の交付を受けたもの又は同法第13条第4項の通知書の交付を受けたものである場合には、この表に掲げる額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物1棟ごとに、次の表に掲げる額を加えた額とする。

特定建築物の部分	床面積の合計	金額
工場等用途に供する部分を除いた建築物の部分	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	36,000円

備考

ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に次号の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 当該建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第3項の通知書の交付を受けたもの又は同法第13条第4項の通知書の交付を受けたものである場合には、この表に掲げる額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物1棟ごとに、次の表に掲げる額を加えた額とする。

特定建築物の部分	床面積の合計	金額
工場等用途に供する部分を除いた建築物の部分	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	36,000円

工場等用途に 供する建築物 の部分	床面積の合計が1万平方メートル を超え5万平方メートル以下のもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートル を超えるもの	88,000円
	床面積の合計が30平方メートル以 下のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを 超え100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを 超え200平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを 超え500平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを 超え1,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートル を超え2,000平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル を超え1万平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル を超え1万平方メートル以下のもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートル を超え5万平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が5万平方メートル を超えるもの	

(14) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額（1建築設備を1件とする。）

建築設備の種類	金額
小荷物専用昇降機	18,000円
その他の建築設備	26,000円

- (15) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第16項の規定に基づく工作物の工事完了の通知 1件につき21,000円（1工作物を1件とする。）
- (16) 建築基準法第7条の3第1項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第18条第16項の規定に基づく工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	31,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	69,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	161,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	234,000円
5万平方メートルを超えるもの	439,000円

備考

- ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87

- (15) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第20項の規定に基づく工作物の工事完了の通知 1件につき21,000円（1工作物を1件とする。）
- (16) 建築基準法第7条の3第1項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第29項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	31,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	69,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	161,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	234,000円
5万平方メートルを超えるもの	439,000円

備考

- ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87

条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に第31号の2の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 当該建築物が建築物省エネ法第12条第3項の通知書の交付を受けたもの又は同法第13条第4項の通知書の交付を受けたものである場合にあっては、この表に掲げる額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物1棟ごとに、第13号の表備考ウの表に掲げる額を加えた額とする。

(17) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程に係る工事終了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	30,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	68,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	145,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	204,000円
5万平方メートルを超えるもの	391,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の中間検査を行う部分の床面積について算定する。

(18) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請 1件

条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に第31号の2の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 当該建築物が建築物省エネ法第12条第3項の通知書の交付を受けたもの又は同法第13条第4項の通知書の交付を受けたものである場合にあっては、この表に掲げる額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物1棟ごとに、第13号の表備考ウの表に掲げる額を加えた額とする。

(17) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程に係る工事終了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	30,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	68,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	145,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	204,000円
5万平方メートルを超えるもの	391,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の中間検査を行う部分の床面積について算定する。

(18) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請 1件

につき120,000円 以下 略	件につき120,000円 以下 略
(第2条の規定による改正 焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例)	
旧	新
焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例 平成19年3月26日条例第15号 第1条 ～ 略 第6条 (標識の設置) 第7条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民にその建築計画の周知を図るため、次の各号のいずれかの手続（2以上の手続を行うときは、そのうちの最初の手続）を行う日（以下「確認申請等の日」という。）の30日前までに、規則で定めるところにより、建築計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。 (1) 法第6条第1項又は法第6条の2第1項に規定する確認の申請 (2) 法第18条第2項に規定する計画の通知 (3) 法、政令又は法に基づく条例の規定に基づく許可又は認定の申請 以下 略	焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例 平成19年3月26日条例第15号 第1条 ～ 略 第6条 (標識の設置) 第7条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民にその建築計画の周知を図るため、次の各号のいずれかの手続（2以上の手続を行うときは、そのうちの最初の手続）を行う日（以下「確認申請等の日」という。）の30日前までに、規則で定めるところにより、建築計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。 (1) 法第6条第1項又は法第6条の2第1項に規定する確認の申請 (2) 法第18条第2項又は同条第4項に規定する計画の通知 (3) 法、政令又は法に基づく条例の規定に基づく許可又は認定の申請 以下 略

議第41号 語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例 (案) 新旧対照表
(※焼津市立学校において語学指導等を行う外国人講師の給与に関する条例の全部改正)

旧	新
焼津市立学校において語学指導等を行う外国人講師の給与に関する条例 平成3年4月1日条例第8号 (目的) 第1条 この条例は、職員のうち、焼津市立学校において語学指導又は国際交流活動を行う外国人（以下「外国人講師」という。）の給与及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。 (給与) 第2条 外国人講師が受ける給与は、給料、住居手当及び通勤手当とする。	語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員のうち、語学指導等を行う外国青年招致事業により語学指導を行う外国青年（以下「外国青年」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第2条 外国青年の報酬は、月額36万円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。 2 外国青年が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、教育委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。 3 外国青年の報酬の支給方法については、一般職の常勤職員に対する給料の支給方法の例による。 (通勤に係る費用弁償) 第3条 外国青年に、一般職の常勤職員の通勤手当の例により、通勤手当に相当する費用弁償を支給する。
(給料の額) 第3条 外国人講師が受ける給料の額は、月額30万円とする。 (住居手当の額) 第4条 外国人講師が受ける住居手当の額は、外国人講師が居住する借家の家賃相当月額以内とする。 (通勤手当の額) 第5条 外国人講師が受ける通勤手当の額は、焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。）第9条の2第2項第2号に掲げる者のうち、通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者の額とする。 (給与の支給方法) 第6条 第2条から前条までに規定する給与の支給方法は、給与条例の例による。	

(旅費の支給)	(公務のための旅行に係る費用弁償)
第7条 外国人講師が公務のため旅行したときは、焼津市職員等の旅費に関する条例（昭和44年焼津市条例第7号）の規定に基づく一般職の職員の例により、旅費を支給する。	第4条 外国青年が公務のために旅行したときは、一般職の常勤職員の旅費の例により、旅費に相当する費用弁償を支給する。
(委任) 第8条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。	(赴任及び帰国のための旅行に係る費用弁償) 第5条 外国青年が赴任及び帰国のために旅行したときは、教育委員会規則で定めるところにより、費用弁償を支給する。
以下附則 略	(委任) 第6条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

※附則2項による改正

焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年12月19日条例第20号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。	焼津市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年12月19日条例第20号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する語学指導を行う外国青年であるものを除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。
以下 略	以下 略

旧			新		
焼津市立学校施設使用料条例			焼津市立学校施設使用料条例		
昭和60年4月1日条例第12号			昭和60年4月1日条例第12号		
本則 略			本則 略		
附則 略			附則 略		
別表 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
学校施設使用料			学校施設使用料		
施設名	時間	使用料	施設名	時間	使用料
屋内運動場	午後7時から	全面	屋内運動場	午後7時から	全面
	午後9時まで	半面	屋内運動場	午後9時まで	半面
格技場	午後7時から	焼津市立大井川中学校	格技場	午後7時から	焼津市立大井川中学校
	午後9時まで		格技場	午後9時まで	
卓球場	午後7時から	焼津市立焼津中学校	卓球場	午後7時から	焼津市立焼津中学校
	午後9時まで		卓球場	午後9時まで	
屋外運動場	午後7時から	焼津市立焼津西小学校	屋外運動場	午後7時から	焼津市立焼津西小学校
	午後9時まで	6 基点灯使用	屋外運動場	午後9時まで	6 基点灯使用
夜間照明施設		焼津市立豊田小学校	夜間照明施設		焼津市立豊田小学校
		8 基点灯使用	夜間照明施設		8 基点灯使用
		焼津市立港小学校			焼津市立港小学校
		焼津市立大井川南小学校			焼津市立大井川南小学校
		焼津市立大井川東小学校			焼津市立大井川東小学校
		焼津市立大井川西小学校			焼津市立大井川西小学校
		焼津市立焼津中学校			焼津市立焼津中学校
		焼津市立大村中学校			焼津市立大村中学校
		焼津市立豊田中学校			焼津市立豊田中学校
		焼津市立小川中学校			焼津市立小川中学校
		焼津市立大富中学校			焼津市立大富中学校
		焼津市立港中学校			焼津市立港中学校
		6 基点灯使用			6 基点灯使用
		8 基点灯使用			8 基点灯使用
		2, 130円			2, 130円
		1, 060円			1, 060円
		1, 060円			1, 060円
		810円			810円
		1, 060円			1, 060円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		4, 330円			4, 330円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		6, 510円			6, 510円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		3, 250円			3, 250円
		4, 330円			4, 330円

		用	
	焼津市立大井川中 学校	全面点灯使 用	4,880円
		西面点灯使 用	3,250円
		東面点灯使 用	1,620円

備考

市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

		用	
	焼津市立大井川中 学校	全面点灯使 用	4,880円
		西面点灯使 用	3,250円
		東面点灯使 用	1,620円

備考

市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

別表第2（第3条関係）

冷暖房使用料

施設名	時間	使用料
屋内運動場	午後7時から 午後9時まで	全面 1,360円 半面 680円
格技場	午後7時から 午後9時まで	焼津市立大井川中学校 680円
卓球場	午後7時から 午後9時まで	焼津市立焼津中学校 520円 焼津市立大井川中学校 680円

備考

1 この表に定める学校施設の冷暖房を使用する場合には、別表第1で定める学校施設使用料に、この表で定める額を加算する。

2 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の100パーセントに相当する額を加算する。

議第43号 焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月8日条例第17号	焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月8日条例第17号
第1条 略 第36条 略 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第18号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。））にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。））にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	第1条 略 第36条 略 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第18号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。））にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。））にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域	2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域

型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合

には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようす

るための措置が講じられていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限

る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の市指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育への円滑な移行に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他の連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

以下本則 略

附 則

第1条

～ 略

第4条

る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の市指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育への円滑な移行に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他の連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

以下本則 略

附 則

第1条

～ 略

第4条

(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 以下 略	(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 以下 略
--	--

議第44号 焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 平成26年10月8日条例第18号 第1条 ～ 略 第5条 (保育所等との連携) 第6条 略 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等によって提供を受ける保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月8日条例第18号 第1条 ～ 略 第5条 (保育所等との連携) 第6条 略 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等によって提供を受ける保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう

にするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条

～ 略

第15条

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)

～ 略

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条

～ 略

第15条

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)

～ 略

(5)	(5)
2 略	2 略
以下本則 略	以下本則 略
附 則	附 則
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

議第45号 焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

旧	新
焼津市国民健康保険税条例 昭和41年10月8日条例第16号 第1条 略 (課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 第3条 ～ 略 第20条 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 ～ 略 (3) 略 2 略 以下 略	焼津市国民健康保険税条例 昭和41年10月8日条例第16号 第1条 略 (課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 第3条 ～ 略 第20条 (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 ～ 略 (3) 略 2 略 以下 略

議第47号 焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

旧	新
焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号	焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号
第1条 ～ 略	第1条 ～ 略
第5条の2 (住居手当)	第5条の2 (住居手当)
第5条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受けて家賃を支払っている職員に支給する。	第5条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受けて家賃を支払っている職員に支給する。
(扶養手当)	(扶養手当)
第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者
第7条 ～ 略	第7条 ～ 略
第12条 (管理職員特別勤務手当)	第12条 (管理職員特別勤務手当)
第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理者が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日という。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。	第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理者が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日という。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。
2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員には、特別勤務手当を支給する。	2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 第9条、第10条第2項及び第11条の規定については、第4条の規定により管理者が指定する職員には適用しない。 第13条 ～ 略 第20条 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任用を定めて採用された職員には適用しない。 第22条 略 附則 略	3 第9条、第10条第2項及び第11条の規定については、第4条の規定により管理者が指定する職員には適用しない。 第13条 ～ 略 第20条 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任用を定めて採用された職員には適用しない。 第22条 略 附則 略
--	--

附則第2項による読替え対照表

附則第2項による読替え対照表	
条例附則第2項による読替え前	【令和8年3月31日まで】条例附則第2項の規定による読替え後
(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者	(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

議第48号 焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

旧	新
焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号
第1条 ～ 略 第4条 (期末手当)	第1条 ～ 略 第4条 (期末手当)
第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者においては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ～ 略 (4) 以下 略	(1) ～ 略 (4) 以下 略

議第49号 焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成23年3月24日条例第8号 第1条 ～ 略 第8条 (扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 第10条 ～ 略 第15条 (管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定により管理者が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日という。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員特別勤務手当を支給する。 3 第12条、第13条第2項及び第14条の規定については、第5条の規定により管理者が指定する職員には適用しない。 第17条	焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成23年3月24日条例第8号 第1条 ～ 略 第8条 (扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 第10条 ～ 略 第15条 (管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定により管理者が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日という。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 第12条、第13条第2項及び第14条の規定については、第5条の規定により管理者が指定する職員には適用しない。 第17条

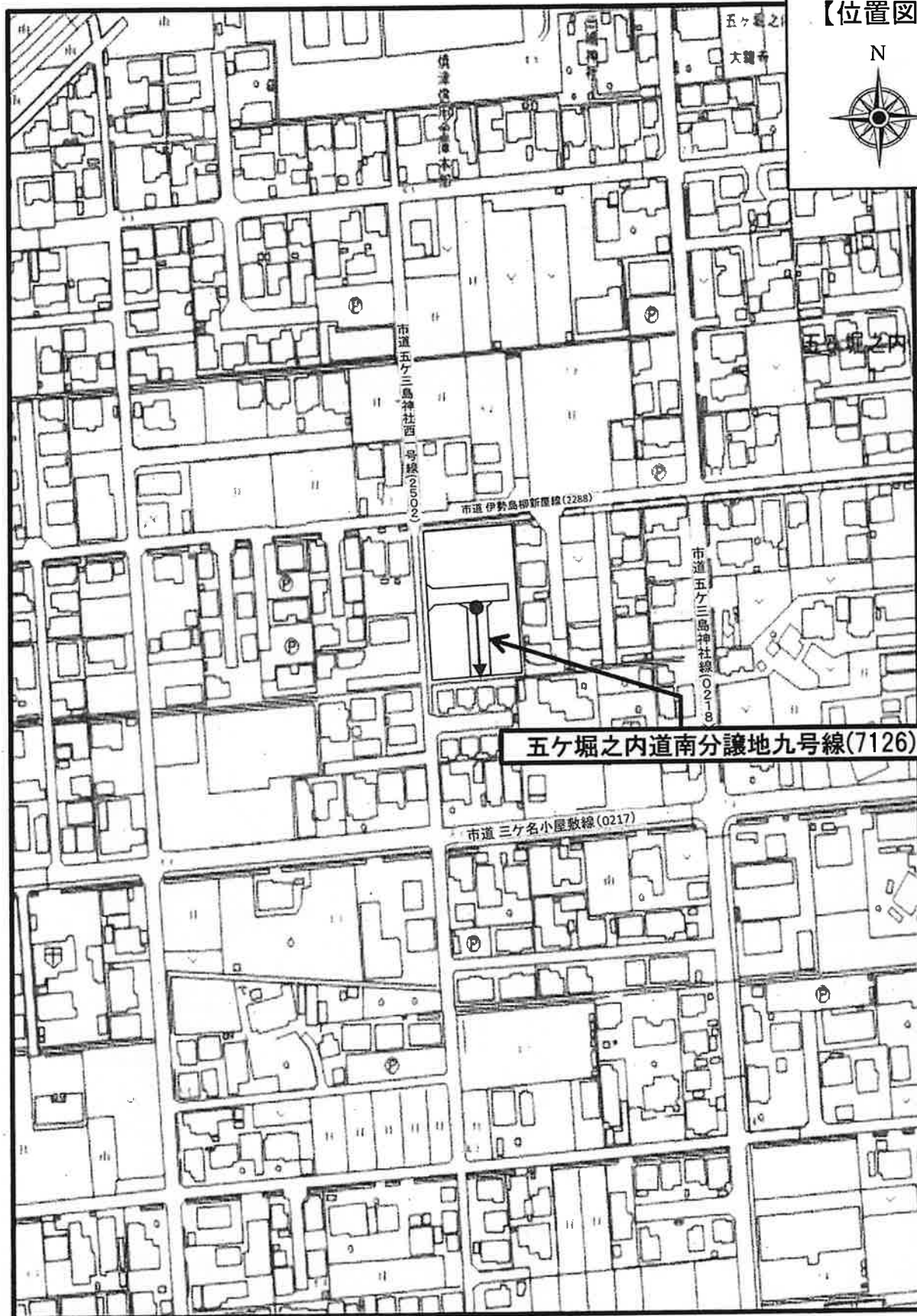
～ 略 第24条 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第25条 第6条、第8条、第9条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職 員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員には適用しない。 以下 略	～ 略 第24条 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第25条 第6条、第9条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項 の規定により採用された職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職 員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員には適用しない。 以下 略
--	---

附則第2項による読替え対照表

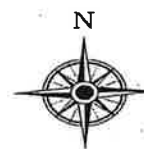
【令和8年3月31日まで】条例附則第2項の規定による読替え後	
(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。）	(扶養手当) 第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者

議第50号 焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

焼津市消防団員の退職報償金に関する条例 昭和39年6月19日条例第43号										焼津市消防団員の退職報償金に関する条例 昭和39年6月19日条例第43号																
本則 略										本則 略																
附則 略										附則 略																
別表 (第2条関係)										別表 (第2条関係)																
退職報償金支給額表										退職報償金支給額表																
勤務年数										勤務年数																
階級	5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上		階級	5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上 35年以上		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
団長	239,000		344,000		459,000		594,000		779,000		979,000		団長	239,000		344,000		459,000		594,000		779,000		979,000		1,079,000
副団長	229,000		329,000		429,000		534,000		709,000		909,000		副団長	229,000		329,000		429,000		534,000		709,000		909,000		1,009,000
分団長	219,000		318,000		413,000		513,000		659,000		849,000		分団長	219,000		318,000		413,000		513,000		659,000		849,000		949,000
副分団長	214,000		303,000		388,000		478,000		624,000		809,000		副分団長	214,000		303,000		388,000		478,000		624,000		809,000		909,000
班長	204,000		283,000		358,000		438,000		564,000		734,000		班長	204,000		283,000		358,000		438,000		564,000		734,000		834,000
団員	200,000		264,000		334,000		409,000		519,000		689,000		団員	200,000		264,000		334,000		409,000		519,000		689,000		789,000



焼津市道路線
認定
【平面図】



市道 伊勢島柳新屋線(2288)

水路

最大幅員 10.3m

延長 27.7m

最小幅員 6.0m

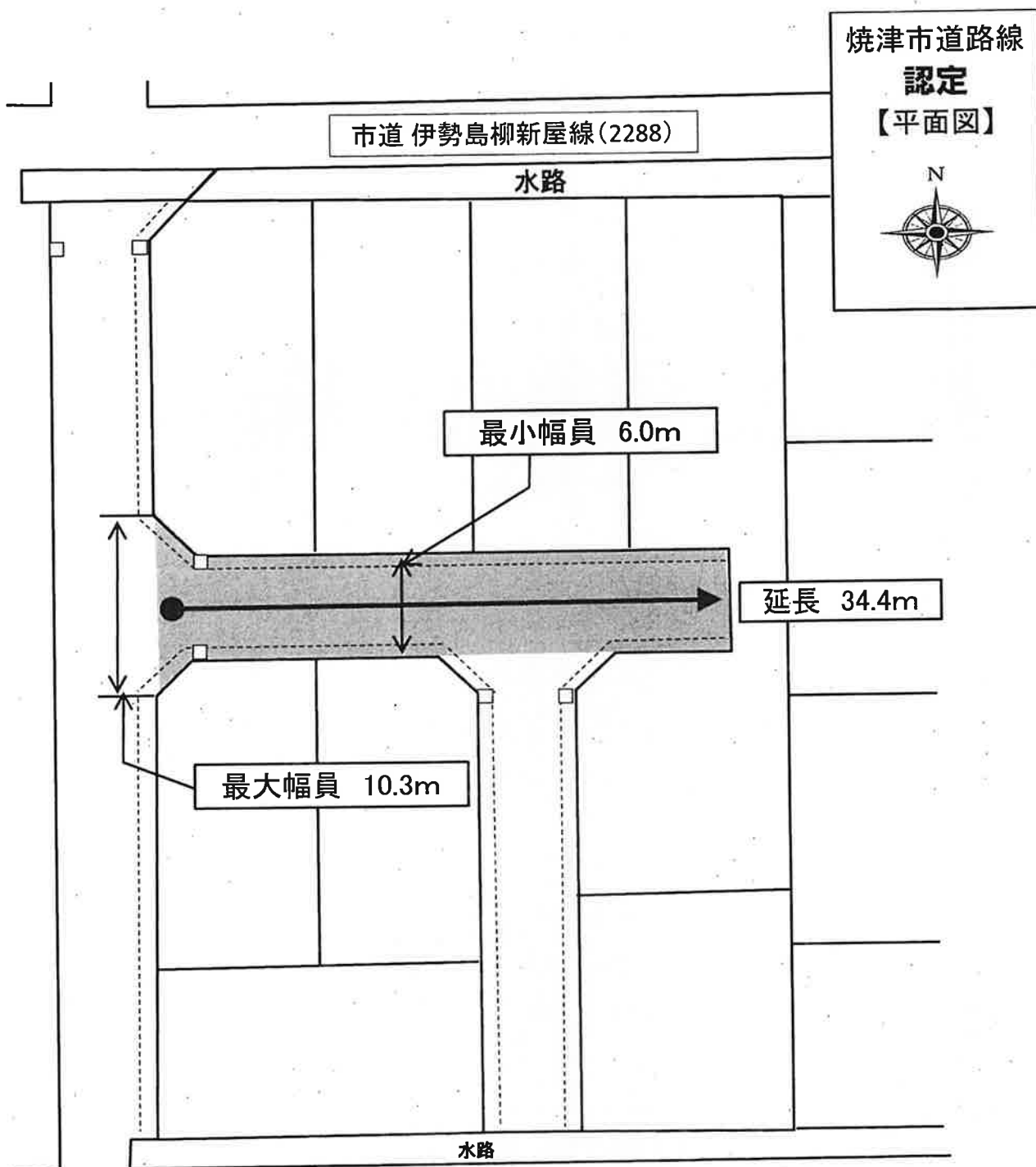
水路

路線名	五ヶ堀之内道南分譲地九号線 (7126)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
27.7m	6.0m	10.3m

焼津市道路線
認定
【位置図】

N





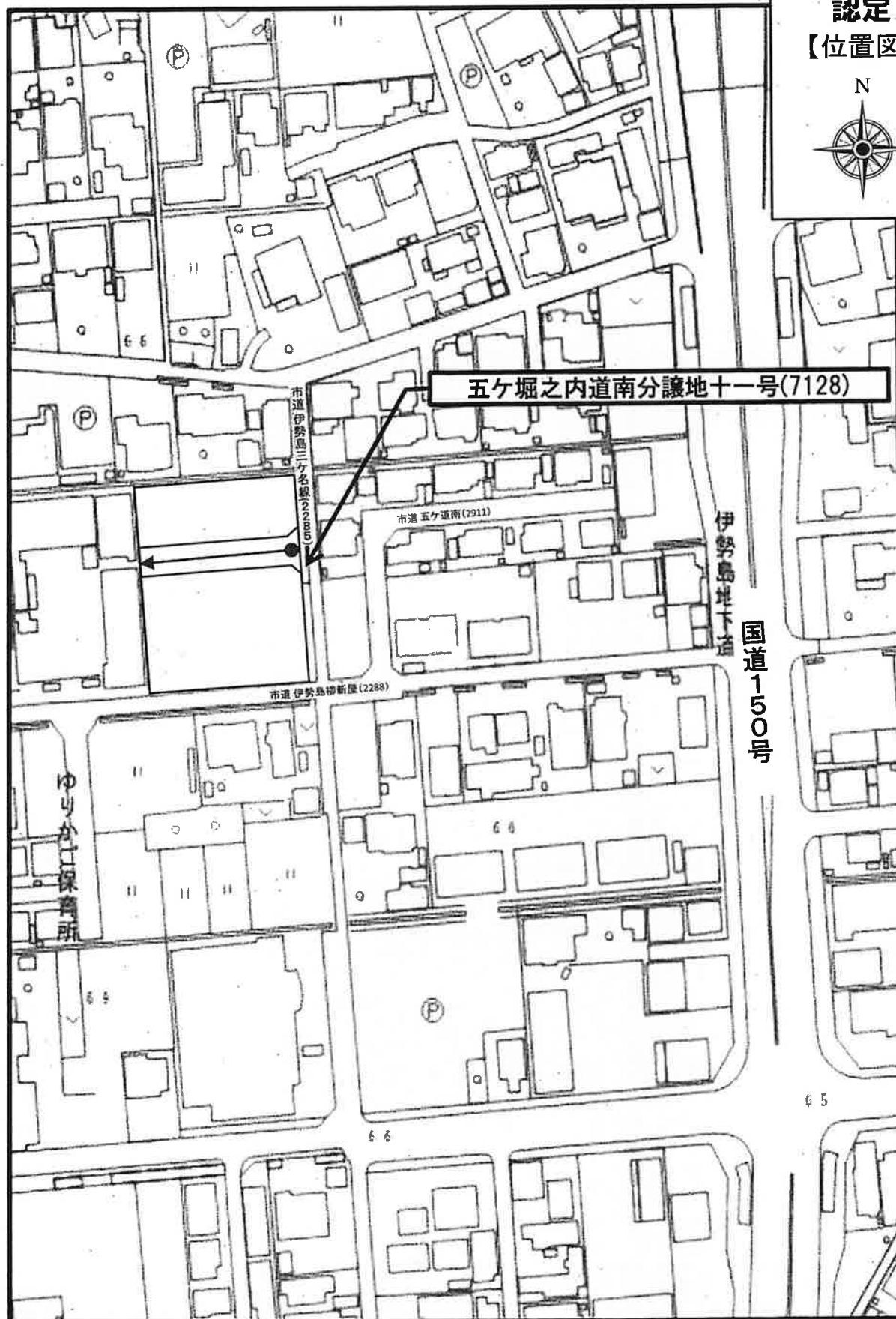
路 線 名	五ヶ堀之内道南分譲地十号線 (7127)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
34.4m	6.0m	10.3m

焼津市道路線

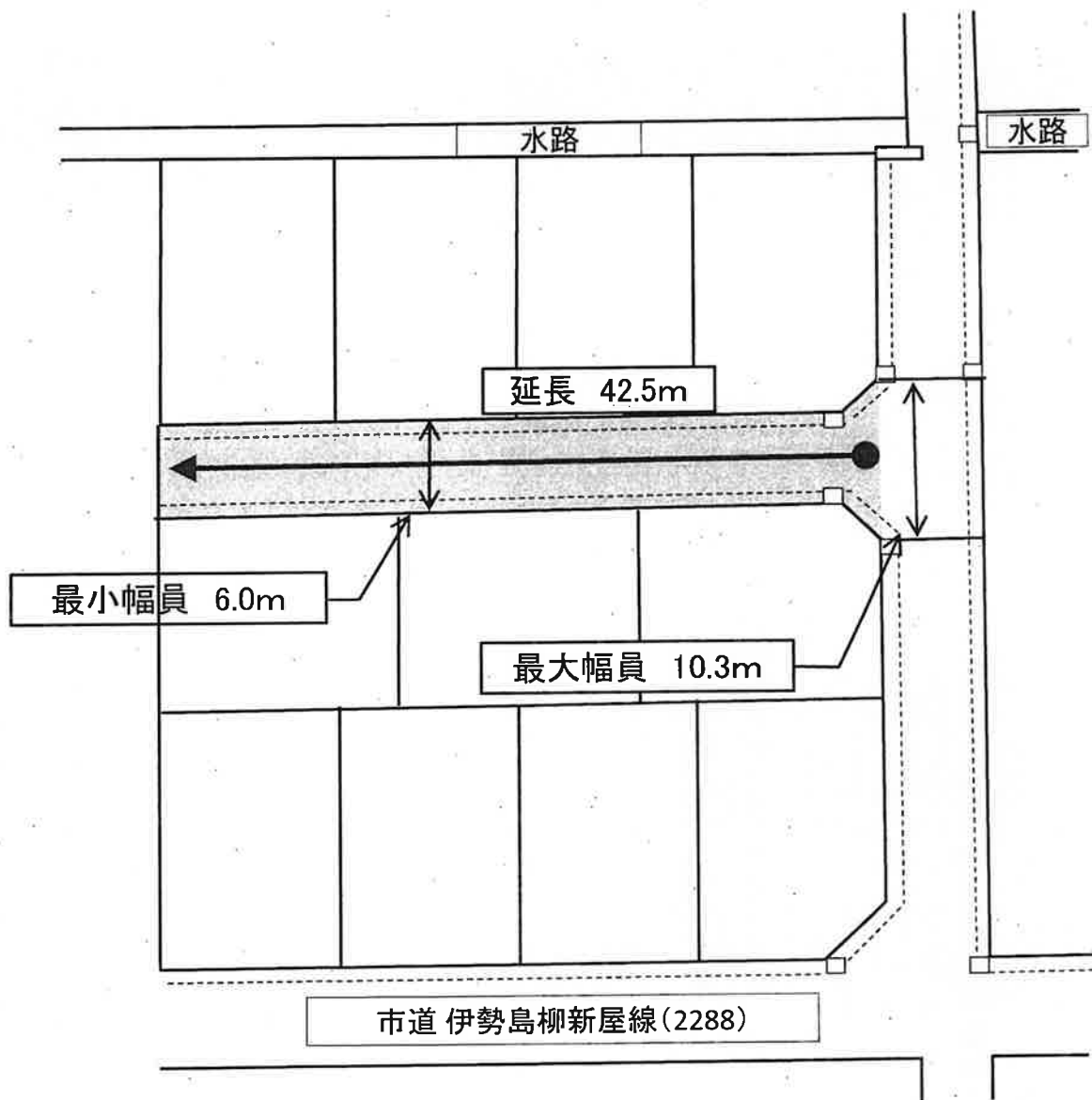
認定

【位置図】

N

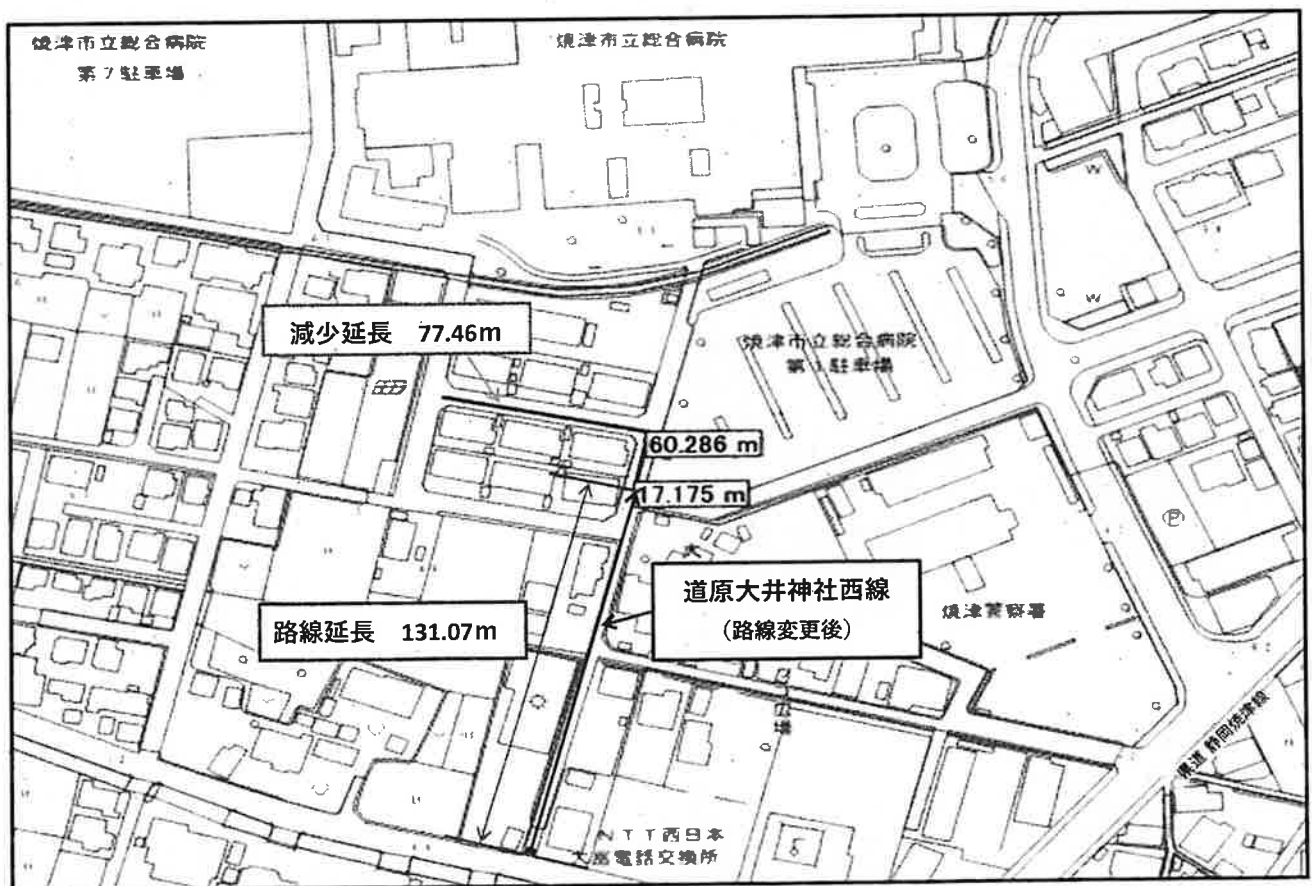
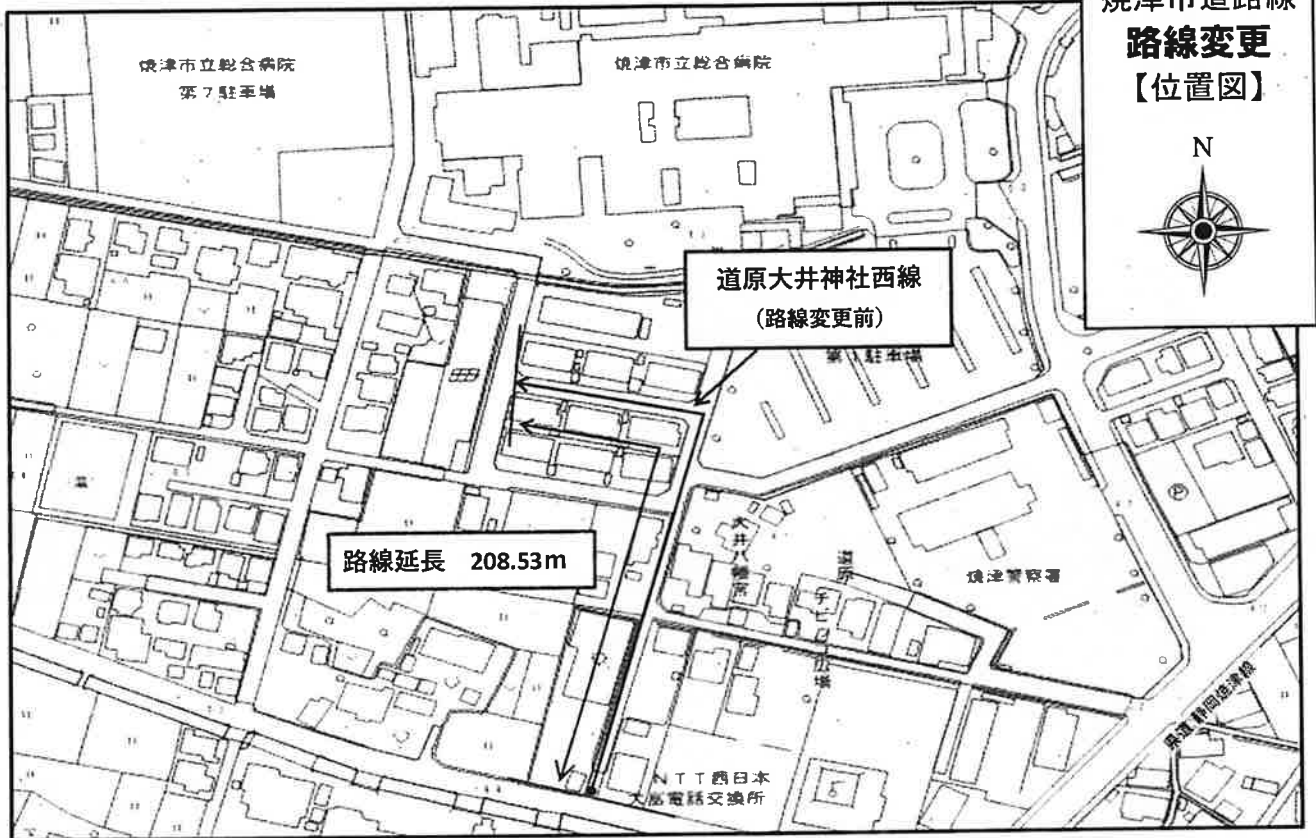


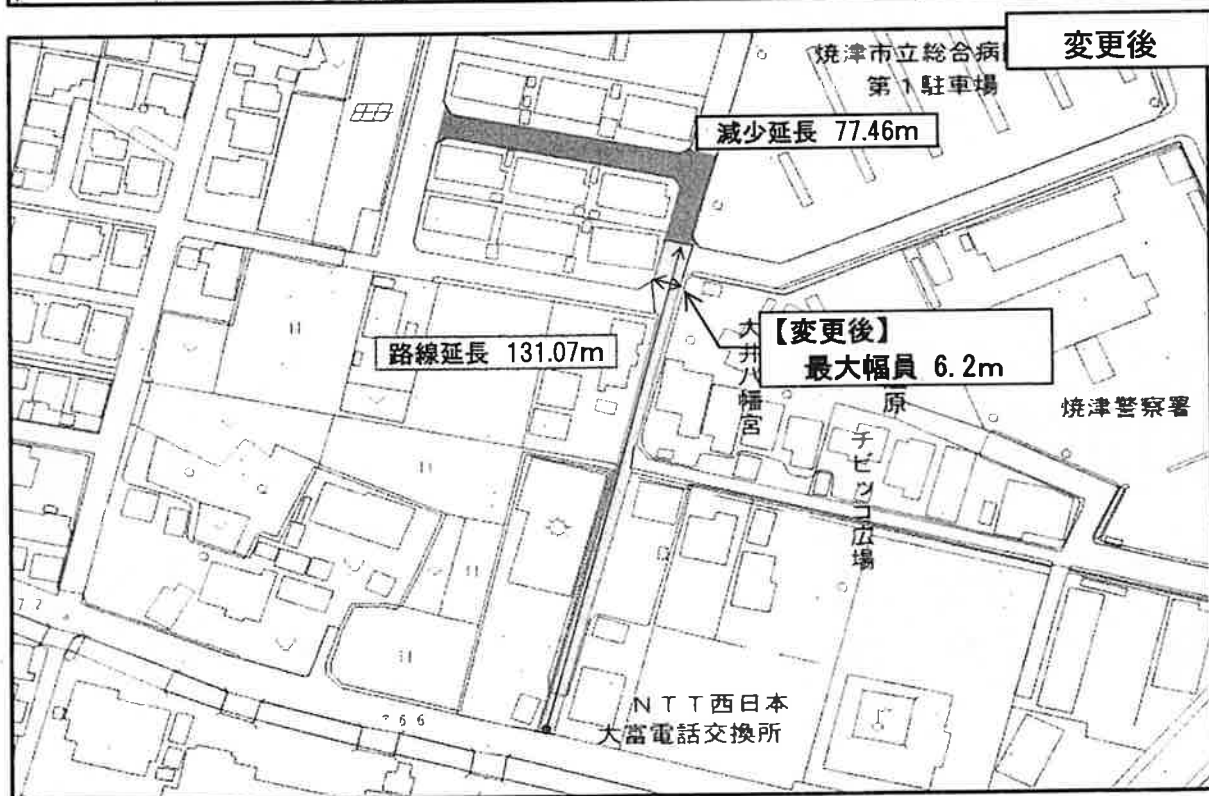
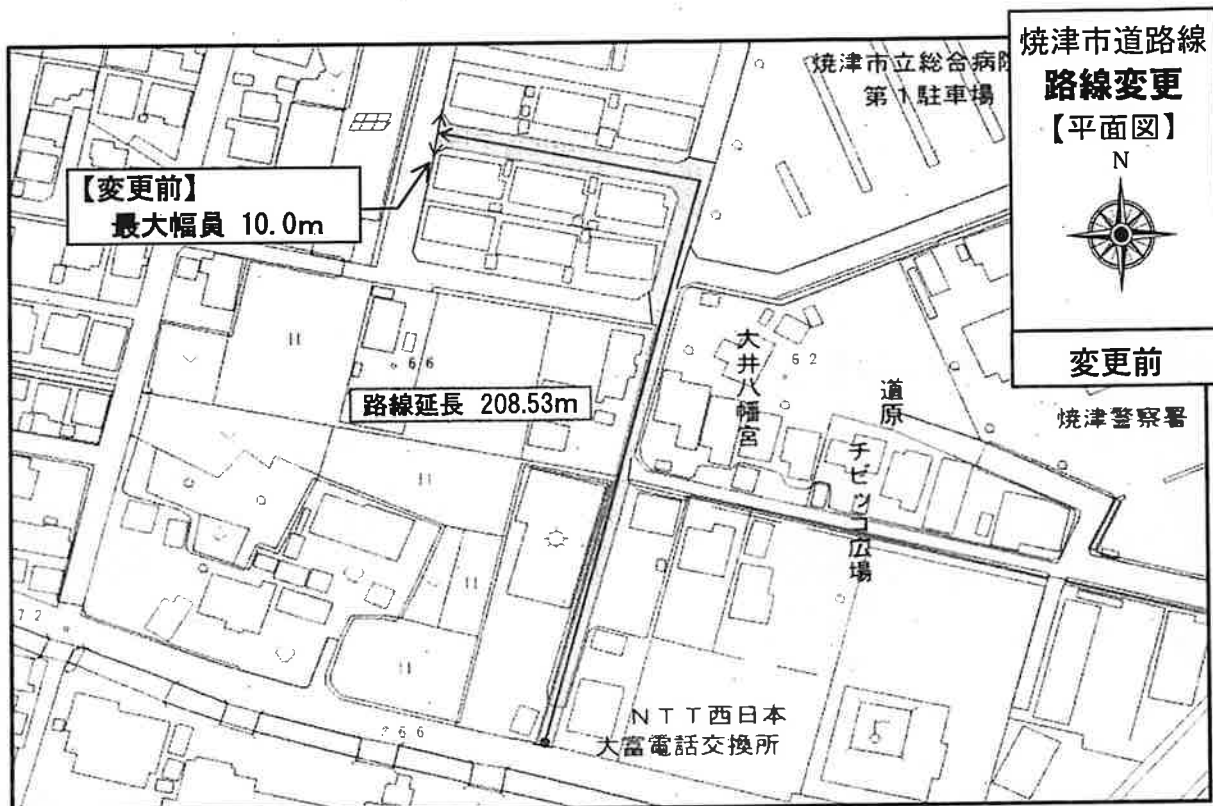
焼津市道路線
認定
【平面図】



路 線 名	五ヶ堀之内道南分譲地十一号線 (7128)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
42.5m	6.0m	10.3m

焼津市道路線
路線変更
【位置図】





路線名	道原大井神社西線 (3090)			
路線延長	変更前	208.53m	変更後	131.07m
最小幅員	変更前	2.7m	変更後	2.7m
最大幅員	変更前	10.0m	変更後	6.2m